

## 【39用語】

請願（せいがん）…国民が様々な事項に関して国や官公署などへ文書で意見

・希望などを願い出ること

郡衙（ぐんが）…郡司の長、郡役所

上呈（じょうてい）…目上の人に差し上げること、奉呈

成規（せいき）…文章にした規則

限外（げんがい）…限界の外、限度以上に出ること

将夕（はたまた）…あるいはまた、もしくは、なおまた

告示（こくじ）…国や府県等が出す一般的な通知

## 【39解説】

この「管内雑事」という簿冊には、明治十八年（一八八五）の各課年中行事材料、同十八年の法律質義指令録、同二十一・二十二年の新田郡金山行啓書類等の三件がいつしよに編綴されている。このうち本文書は、法律質義指令録の中に綴じ込まれ、明治十八年四月に村山邑楽郡長から佐藤群馬県令あてに請願書の提出手順について問い合わせたものである。

ちなみに、文中にある請願規則とは、明治維新以降、様々の建白がさかんに行われるようになったことから、新政府はこれに関する規則を早急に明文化する必要に迫られ、明治十五年十二月に太政官布告第五十八号で公布したものである。しかし、条文が簡潔で理解しがたい点が多かったためか、種々の質問が郡役所から県、あるいは県から国へ出されたようである。なお、本規則では請願と訴願が混同されていたため、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の制定と同時に廃止されることになった。